

道路台帳修正ヒヤリング資料の取りまとめ方法 及び注意事項

- 1 ヒヤリングで準備するもの（整備局への提出部数ではない）
 - 1) 修正位置図（5万分の1以上…管内図を使用） … 1部
全ての修正箇所を1枚にまとめて良い
 - 2) 修正箇所表及び告示調書（区域決定、区域変更、供用開始） … 3部
 - 3) 台帳平面図（変更前後で着色したもの） … 1部
 - 4) 修正箇所のチェックリストのコピー（参考資料） … 1部
 - 5) データシート … 1部
*橋梁(2m以上)、踏切、トンネル、横断歩道橋及び地下道の新設及び
変更はその調書
 - 6) ヒヤリング時に修正中の場合は、変更前台帳平面図と工事用平面図等を持
参し現在の状況を説明すること
 - 7) その他台帳修正に用いた書類、図面等（大量図他）
- 2 道路台帳修正箇所表の取り扱い
 - 1) 県土整備局
全業者の修正箇所表のファイルを統合し、路線順及び総累加延長順に並べ
かえる。
中途告示分も箇所表に含めること
 - 2) 受注者
各県土整備局より様式（電子ファイル）の提供を受けて、箇所表と告示調
書共に路線順及び総累加延長順に並べ替えた後に提出する。
- 3 年度中途告示を行う場合の取り扱い（区域決定だけの場合を除く）
 - 1) 担当者が中途告示図面を作成する場合（計画平面図による告示は不可）
変更前の延長は、必ず道路台帳平面図で確認しチェックリストで延長を決
定する。
 - 2) 業者に依頼する場合
延長、最大最小幅員及び告示調書の様式（1号、2号の1及び2号の2等）
をチェックする
 - 3) バイパス等の完成時に中途告示を行う場合
年度末での旧道処理方法が決定していない場合は、告示調書以外のデータ
作成は行わない。旧道として残すのか市町村移管（廃道）するのかを県担当
者と必ず協議し処理方法が決定後にデータ作成を行う。
- 4 区間内で複数の工事を行った台帳修正の取り扱い

たとえば、災害復旧工事を行った後に舗装補修工事を行い台帳修正業務を受
注した場合は、一つのデータシートにまとめる。（受注者が異なる場合でも）

5 県土整備局をまたぐ台帳修正の取り扱い

異なる整備局において、同一路線をそれぞれ管理境界まで整備した場合は、話し合いにより一つのデータシートにまとめること。

6 用地買収をしていない道路区域の取り扱い

災害復旧工事等において、国有林等に構造物を設置した場合は用地買収が無い場合でも、告示・データ修正が必要となる。

7 具体的な記入方法

1) データシート

総累加延長は、必ず変更前の延長を記入する。総累加延長を求める距離標から修正箇所の起点までの間に、重用及び橋梁分割等がある場合は、区分線から得られた延長に加算すること。

①属性分類コード 6……形状分類

- ダブルウェー、分離歩道コード 等と橋梁分割コードと一緒に入力しない。
- データ入力は分割側から入力する。ダブルウェーの場合は、短い方（分割区間）→長い方（本線）の順とする。

②属性分類コード 7……合流区間

- ダブルウェー、分離歩道、橋梁分割、旧道がある場合は、本線との合流地点に必ずデータ記入する。
(終点部等において、旧道が現道に合流しない場合でも、現道の終点付近に必ず合流させること)

③属性分類コード 8……専用区分

- 本線が自転車道の場合に記入
(分離歩道等は対象外)

H22年1月現在は下記の路線(4路線)のみ

- 一般県道鳥取河原自転車道線 (全線)
- 一般県道倉吉東郷自転車道線 (全線)
- 一般県道米子境港自転車道線 (全線)
- 一般県道赤崎東郷自転車道線 (全線)

- 本線が自動車専用道の場合は、下記の要領で取り扱う
路線分割番号（属性分類コード3）に”9”を入力し、専用区分（属性分類コード8）には”0”を入力する。

H22年1月現在は下記の路線(3路線)のみ

- 一般国道178号(一部)
- 一般国道183号(一部)
- 一般国道313号(一部)

④属性分類コード 13……道路との交差部分

- その他の道路とは市町村道及び農免・広域農道、大規模林道等の2車線以上の道路に限り記入する。

⑤属性分類コード 16……舗装区分

- 同一断面で複数の区分がある場合は幅員が広い方の区分を採用する。
- 舗装補修の場合は、区分を変更するとき以外は変更しない。

⑥属性分類コード 17……道路部幅員

- 沿道修景、展望駐車場等で車の乗り入れが可能な区間は、道路部とする。

⑦属性分類コード 18……車道部幅員

- 右左折車線、登坂車線は車道幅員に含めない。
- 交差点の車道幅員は前後の幅員とする。
- 未改良区間等で不明確な場合は、道路部幅員から 1.0 m以上を控除した値とする。

⑧属性分類コード 19～32

- 車道と歩道との間に民地がある場合は分離歩道とする。
- 歩道の利用形態は標識によるが、無い場合は $W \geq 3.0$ mを自転車歩行者道、 $W < 3.0$ mを歩道のみとする。なお、現在のデータが $W < 3.0$ mで自転車歩行者道となっている場合には変更しない。
- 歩道・ガードレール及び中央帯の交差点（進入路等）での取り扱いは、前後に設置されていれば交差点内も設置されているものと見なす。
- 中央帯は、ガードレールや植樹等により構造的に分離している区間を対象とし、道路鉢及びセンターポールの場合は対象外とする。

（中央帯：植樹施設 無し・ $W \geq 0.3$ m、有り・ $W \geq 0.5$ m）

⑨属性分類コード 33……道路敷地幅率

- 敷地幅率は、原則として、丈量図から求めること。ただし、道路として管理する幅の事であり、買収があつても他機関（国・県の河川管理者・市町村等）が管理する場合は、道路敷とはしない。
- 敷地幅率によって、容易に区域が判断出来るように、同一区間の道路幅員を考慮して記載すること

⑩属性分類コード 37……バス路線

- 路線バス、定期バス、スクールバス、代行バス等も対象となる。

⑪属性分類コード 38～043

- 年度ではなく年次を記入する。

⑫属性分類コード 44～46

- 今年度からの追加属性。

3) データシートの確認事項

①各属性分類コードの延長最終値をチェック

- 各コードの区間延長最終値は必ず一致すること

②各幅員の矛盾をチェック

- 道路部幅員(17) \geq 車道幅員(18) + 歩道幅員(19, 24)
+ 中央帯幅員(29) + 路肩(最低 1.0m)

③歩道の矛盾をチェック

- ・ 幅員(19, 24)がある場合は必ず構造形態(20, 25)と利用形態(21, 26)を記入

④修正区間に内に交差する道路（一般国道、主要地方道、一般県道）がある場合

- ・ 対象路線のデータ及び図面も修正すること

⑤修正路線区間に内に下位路線が重用し、延長増減がある場合

- ・ 下位路線の重用延長も修正すること

⑥横断図との整合性について

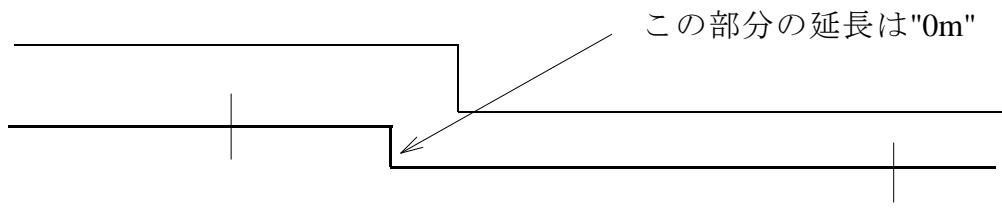
- ・ 横断図とデータシートの数値に整合性があること

8 台帳平面図について

1) 注意事項

①区分線について

- ・ 区分線に変更がある場合は修正区間（工事区間）外の次の距離標まで修正すること。距離標が次の図面になる場合でも、必ず修正すること
- ・ 区分線の変化点は、必ず曲線とし、半径等のデータを必ず記載すること。ただし、改良途中において、車道幅員が急激に広く（狭く）なる場合については、その部分で直角に折り、折れ曲がった部分の延長は加算しない。



②接合線付近の工事

- ・ 図面二葉とも修正すること

③修正区間に内に交差する道路（一般国道、主要地方道、一般県道）がある場合

- ・ 対象路線の図面も修正すること

④横断図について

- ・ 横断図とデータシートの数値に整合性があること

⑤路線の起終点住所の記載について

- ・ 一般

起点（終点）

○○郡○○町大字○○字△△××

- ・ 他県に起点（終点）がある場合

管理区間起点（終点）

○○郡○○町大字○○字△△××

認定起点（終点）

○○県○○郡○○町大字○○字△△××

- 起点（終点）に重用区間がある場合
 - 実延長起点（終点）

○○郡○○町大字○○字△△××
 - 認定起点（終点）

○○郡○○町大字○○字△△××

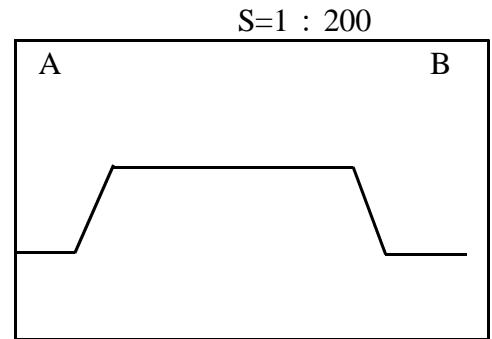
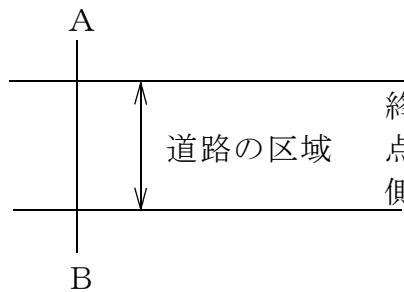
2) コマ図で挿入する事項

- 距離標

付近の建物からの位置関係を略図で表示
- 上空制限箇所横断図

トンネル、立体交差等がある場合は、起点から終点に向かって見た道路断面図を1/200で描写し、幅員構成及び建築限界を表示する。
- 道路横断図

一葉の平面図に描写された部分のうちから代表的な2点を選び、当該位置について1/200の横断図を表示する。当該位置を実線で切り、左側をA、右側をBとする。敷地内をすべて含めること。



3) 付属物、工作物の表示

- 付属物

ガードレール、カーブミラー、標識（原則として規制標識は除く）、照明灯、道路情報板等
- 工作物

盛土・切土面、擁壁、防護柵、立体横断施設、歩道、踏切、側溝等

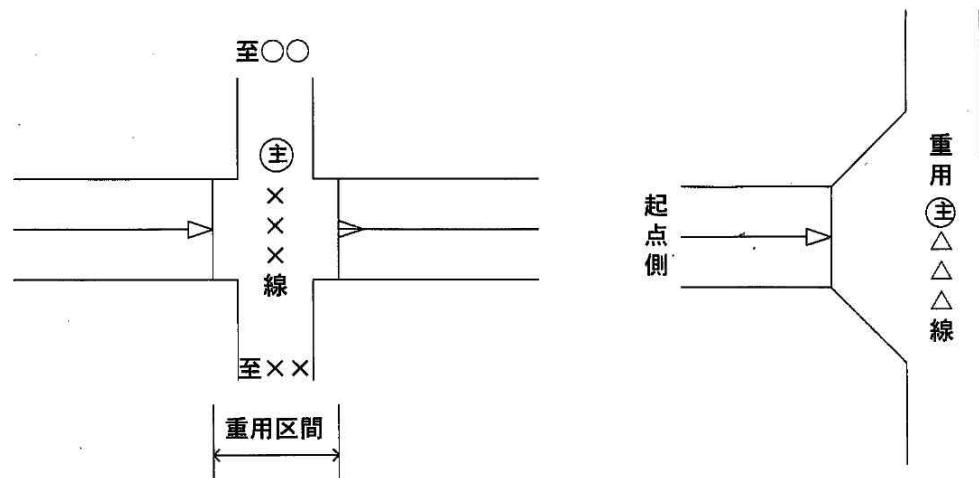
4) 交差接続、重用する道路の表示

- ・国道及び県道が交差する場合

路線種別、路線名及びその路線の至る集落名を表示

- ・市町村道及び2車線以上の農免・広域農道、大規模林道等

市道 町道 村道 農免農道 広域農道 等



5) 境界杭の記入

- ・現地に設置してある場合又は、設置予定の場合は、必ず記入すること。
また、着色されていない原図において、区域の確認が困難な場合は、担当者と協議の上、なるべく記入することが望ましい。